

全労働における憲法擁護、 平和と民主主義を守るとりくみ

津川 剛

はじめに

全労働省労働組合（全労働）は旧労働省時代に設立された労働行政の労働組合で、労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）、都道府県労働局、厚生労働本省の労働部局に勤務する職員・非常勤職員で構成されています。戦後間もない1947年9月、労働省（現厚生労働省）は「労働者の福祉と職業の確保とを図り、以って経済の興隆と国民生活の安定に寄与する」（労働省設置法第1条）ことを目的に設置されました。これは、後述するように戦前の労働行政が戦争に取り込まれていった反省から、日本国憲法が規定する勤労権（第28条）や職業選択の自由（第22条）、生存権（第25条）を保障する行政をめざすとの決意表明と言えます。そして、労働行政の労働組合である全労働もその綱領で「世界で働くもの、平和を希う市民と連携し、国際平和の体制を擁護する」と掲げ、平和と民主主義、そして日本国憲法を守るたたかいに結集してきました。

1 反戦平和の誓い

全労働における平和のとりくみの一つの画期は、1975年に開催した「第3回全国分会長会議」です。この会議が広島市で開催されたこともあり、会議に参加した約1,500人の全国の分会長（分会は職場単位の組織）は、原爆慰霊碑の前で「反戦

平和の誓い」を捧げました。「誓い」では、「私たちは全労働全国一千名分会長会議を、ここ原爆の地『広島』で開催しました。このことは、私たちがもっともっと反戦平和のたたかいを強めなければならないと考えているからであります。再びあなたがたが受けた苦しみと悲しみをくり返さないために、私たちは戦争に反対し、真の平和と民主主義の実現を心から願う日本と世界の民主勢力の一員として、全力をあげてたたかい抜くことを、ここに誓います」と述べ、全国の全労働組合員の平和への思いが結集しました。

2 国民平和前行進への参加

全労働はその後、1976年から核戦争阻止・核兵器廃絶・被爆者援護・連帯をめざす「国民平和前行進」へ全組織的に参加し、東日本大震災の被害や新型コロナウイルス感染症のまん延などで行進が行われなかった年・地域を除いて45年余りにわたって歩き続けています。

実際、北は北海道、南は沖縄から全国8,000km、全国津々浦々の組合員がその家族・知人を誘い合い、雨の日も風の日も梅雨空や炎天下をつき、被爆地広島・長崎をめざして元気に歩いてきました。また、行進に際しては全労働リレー旗を掲げるとともにリレーノートを作成し、参加者がそれぞれの思いを書きつづりながら平和を希求する心をつないでいます。あわせて、そうした声を機関紙（全労働は「機関紙・全労働」を月2回発行）

で紹介するなどして、全国の組合員でも思いを分かち合っています。

一方、毎年の原水爆禁止世界大会にも、全国の仲間が多数参加しています。そして、その中では、全労働結成 30 周年を記念して植樹された広島・長崎の「全労働の樹」（広島は楠、長崎は桜／沖縄や青森にも「全労働の樹」を植樹）の下で「平和の集い」が開かれています。この「平和の集い」は広島・長崎支部の主催で行われるとともに、参加者がそれぞれの思いを語り、あるいは被爆者や平和活動にとりくんでいる方のお話を聞くなどしながら平和と民主主義を守る誓いを新たにしています（集会の最後には「平和の誓い」を全員で朗読）。

3 青年協議会のとりくみ

全労働青年協議会（当初は青年婦人協議会）は結成当初より、平和と民主主義を守る課題を運動の重要な柱に据えて活動してきました。青年婦人協議会の結成大会（1975 年）では、「平和と民主主義を守り発展させることは、情熱と正義感にあふれた行動力に富む明日を担う青年の、そして次代を生み育てる婦人の強い要求であり、真に働きがいのある職場、生きがいのある青春をおくるために重要な課題である」と議案書に掲げ、その後の様々な運動へ結実しています。

実際、国民平和大行進や原水爆禁止世界大会、3・1 ビキニデーなどには多くの青年組合員が参加し、その主力的役割を担っています。また、これに加えて、青年協議会は全国の組合員に「折鶴行動」を呼びかけ、世界大会に合わせて全国から寄せられた折鶴を広島・長崎の平和公園に献納しています。さらに、青年協議会の会議・集会（定期総会、全国代表者会議、全国青年学習交流集会等）においても憲法、平和と民主主義の大切さを学ぶ機会を取り入れており、近年では学者や弁護士、

ジャーナリストなどを招いた学習を行っています。

4 先輩組合員から語り継ぐ

全労働の中にも被爆体験を持つ組合員がおり、その体験を語り継ぐことを重視してきました。こうした中、2013 年 1 月には長崎で被爆した元中央執行副委員長に取材し、その体験談を DVD にまとめる（表題は「原爆、平和、我が長崎。」）とともに、全国の組合員や外部団体に普及し、学習を進めました。この取材では、長崎支部の若い組合員がインタビューアーとして被爆者の過酷な体験を聴取するとともに、DVD 化にあたっては広島支部の役員にも協力をいただきました。

また、長崎で胎内被爆した元中央執行委員長が書籍を著し（『原爆被害者の救援活動から見た被爆の実相－ナガサキに焦点をあてて』、2012 年刊行）、これを活用した平和学習も全国で進められています。

5 憲法リーフレットの作成と学習

第 2 次安倍政権（2012 年 12 月～）以降、急激な勢いで「戦争をする国」づくりが進められました。実際、政権発足後の国会で国民の圧倒的反対の声を押し切り、特定秘密保護法案や安全保障会議設置法案を強行成立させました。このように、憲法 9 条をはじめとした平和憲法が破壊されかねない危機的な状況に直面する中、全労働は 2012 年 9 月、「戦争をする国にしない～日本国憲法を考えてみよう～」と題する独自リーフレットを作成し、組合員へ配付しながら憲法のもつ意義を広く訴えました。リーフレットではとりわけ、日本国憲法と自民党改憲草案との比較、憲法の最高法規性や基本的人権の尊重、憲法 9 条の持つ意義などを記述するとともに、戦時下の労働行政に

も焦点を当てました。

すなわち、第二次世界大戦中、徴兵制によって労働力が不足する一方、軍需産業の増強が求められる状況の中、国家総動員法発令下において労働基準監督官の前身である工場監督官はその機能を停止させられ、職業紹介所も「勤労働員署」に改組され、「徴用令書」（通称「白紙」）で労務徴用を行いました。リーフレットでは、このような労働行政の実態を解説しながら、実際の「徴用令書」の写真なども載せ、戦争の片棒担ぎをしない行政をめざすべきと訴えています。

なお、全労働はこの後も情勢を踏まえたリーフレットを作成・配付しながら組合員を中心とした学習を推進しており、近年ではウクライナ侵攻やビキニ被爆、日本国憲法公布などをテーマにした資料を作成しています。

6 体験型学習やオンラインツアーなどの多彩な学習

学習活動に関しては、地域における様々な戦争遺跡・遺構や平和資料館などを訪問して見聞を深めることも有効です。そのため、全労働では地方協議会（「地協」と略称、ブロック単位の組織）や支部（都道府県単位の組織）での体験型学習にも力を入れてきました。具体的に、神奈川支部では米軍横須賀基地などの見学で学習を進めるとともに、他の支部・地協でも戦争遺跡の視察等を行っています。これらのとりくみは休日に家族連れでの参加も可能にしながらレクリエーションと一体で催されることが多く、その点でも好評を博しています。

また、視聴覚に訴える手法も有効であり、主として憲法共同センターや原水爆禁止協議会、安保破棄中央実行委員会などが推奨する憲法・平和に関わる映像（DVD等）を適宜、機関紙などで紹

介し、あるいはその感想も載せながら、個人でも集団でも学習を促進してきました。また、映画やドキュメンタリーも同様で、これらについても積極的に紹介しています。

さらに、青年協議会同様、全労働の各種会議・集会でも学者や弁護士を招いての学習会やドキュメンタリー映画の放映、書籍・パンフレット・リーフレットの普及などを行っており、これは全国集会だけでなく、支部・地協段階でも意識的にとりくまれています。

一方、新型コロナウイルス感染症がまん延する下、体験型学習の実施が困難になり、視聴覚資料を集団で閲覧しての学習会なども難しくなりました。こうした中、全労働はコロナ禍で活用されていたインターネットに着想を得、本部役員が都内を中心とした戦争遺跡などを取材して映像にまとめたオンラインツアーを企画・配信しました。これは自宅にいながらにしてオリジナルな映像・解説を視聴できるものであり、こちらの評価も高かったものと感じています。

7 安全保障関連法案への対応

政府は2014年7月、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行うとともに、翌年の通常国会には安全保障関連法案が提出されました。当該法案は10本の束ね法案という乱暴なものであるとともに、政府の判断で自衛隊をいつでも、どこでも海外派遣するための法整備であり、まさに「戦争法案」そのものです。こうした中、様々な団体が立場の違いを乗り越えて戦争法案反対で一致してたたかう「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」（総がかり行動実行委員会）を中心とした国会前行動や国会包囲行動・座り込み、日比谷野外音楽堂集会などが連日のようにとりくまれ、全国各地でも盛んに集会が開かれまし

た。とりわけ、8月30日の国会前集会には12万人が国会周辺を埋め尽くし、全国でもこれに呼応する集会が1,000カ所以上で開催され、全労働も中央・地方で積極的に参加しながら「戦争する国づくり反対」の声を上げました。

しかし、こうした反対世論の高まりにもかかわらず、国会では強引に審議が進められ、当該法案は9月19日未明に強行成立しました。全労働はこの時、第58回定期大会（9月17～19日、新潟県）を開催していたものの、17日、18日の両日には本部役員を国会前行動に配置し、翌日には参加した役員が大会で国会前の状況を報告しました。その上で、大会では「戦争法案の強行成立に抗議する。平和と民主主義の破壊は許さない！」の特別決議を採択し、「私たちは平和と民主主義を願う人々と連帯し、戦争におびえることなく一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざし、全力を挙げることを誓う」ことを確認しました。

8 沖縄に心を寄せて

第二次世界大戦では沖縄が戦場になり、多くの住民が命を落とすとともに、戦後は米軍支配のもと、基地のしわ寄せと事件・事故が集中し、人権侵害の状況が続いています。

こうした中、全労働青年協議会は2002年に「沖縄平和行動」にとりくみ、多くの青年が沖縄の実相を学びました。その後、全労働独自での集会・学習会は開催できていないものの、上部団体である国公労連は「国公青年セミナー in 沖縄」や「沖縄支援・連帯行動」にとりくんでおり、全労働も積極的に参加者を送り出しています。あわせて、当該行動へ参加した組合員だけの経験とするのではなく、全員で学習することが不可欠であり、沖縄を取り巻く情勢を学ぶための資料（視聴覚資料を

含む）を随時提供してきました。特に、沖縄県作成の『沖縄から伝えたい。米軍基地の話。』の活用も推奨し、支部・地協での学習が進められました。

さらに、全労働青年協議会では第44回定期総会（2018年10月）でフォトジャーナリストの嬉野京子さんを招き、参加者は当時の写真を交えた復帰前後の沖縄のリアルな実態に聞き入りました。2021年6月の青年協議会の全国代表者会議では、沖縄県民投票の中心となった元山仁士郎さんを招いての学習会を行いました（機関紙「全労働」にも元山さんのインタビューを掲載）。元山さんの同世代への訴えは共感を広げ、感想文でも好評でした。加えて、機関紙「全労働」では2023年新年号で沖縄支部の歴代役員へのインタビューを企画し、組合活動だけでなく、復帰前後の沖縄の様子も語っていただきました。また、機関紙には「沖縄を知ろう、カジマルの樹の目・口・耳」と題するコラムを2年間（2021年4月～2023年3月）にわたって掲載し、ひめゆり資料館など沖縄の実相を様々な観点から解説しました（なお、機関紙では現在も「とりのめ、むしのめ」のコラムで平和や民主主義をみんなで考えるとりくみを継続しています）。

おわりに

全労働は結成から60年余りの歴史の中で「平和の全労働」の旗印を一貫して掲げ、「働くものにとって平和はいのち」と訴えてきました。「戦争をする国」へひた走り、そのために憲法改悪に突き進む危険な状況の中、今こそ日本国憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義を実現させるべく、全労働もその役割を果たしていきたいと考えています。

（つがわ つよし・全労働書記長）